

福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業

募集要領

令和4年2月

福島県ふたば医療センター附属病院

【 目 次 】

第1	事業の目的	・ ・ ・ ・ ・	P 1
第2	事業の概要	・ ・ ・ ・ ・	P 1 ~
1	事業の内容		
2	事業形態		
3	事業の流れ		
4	事業予定地に関する事項		
5	事業の対象範囲		
6	費用の負担		
7	募集等のスケジュール		
第3	応募者の要件	・ ・ ・ ・ ・	P 3 ~
1	共通事項		
2	参加資格要件		
3	応募者の制限		
第4	応募の手続き	・ ・ ・ ・ ・	P 5 ~
1	公募の方法		
2	応募の方法		
3	応募にあたっての留意事項		
第5	提案の審査及び選定に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 7 ~
1	審査体制		
2	基本的事項の確認		
3	評価方法		
4	事業者の選定		
5	審査結果の公表		
6	その他		
第6	提案内容	・ ・ ・ ・ ・	P 9
1	提案の範囲		
2	提案の項目		
第7	契約手続きに関する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 9 ~
1	契約手順		
2	基本協定の締結		
3	売買契約等の締結		
4	基本協定、契約書の作成費用		
5	瑕疵担保		
第8	事業上の注意点	・ ・ ・ ・ ・	P 10
1	モニタリング		
2	関係機関との協議		
第9	その他	・ ・ ・ ・ ・	P 10
1	担当窓口		
2	留意事項		

別表1 応募書類リスト

第1 事業の目的

福島県ふたば医療センター附属病院（以下「当病院」という。）の効率的かつ質の高い医療提供体制を構築し、患者サービスの向上に資することで、福島県双葉郡の復興及び住民の帰還促進に寄与するため、民間事業者（以下「事業者」という。）が設置する磁気共鳴画像診断装置（以下「MRI装置」という。）及びMRI装置を格納する施設（以下「MRI棟」という。）を当病院が買い取り、MRI棟として整備するための事業を実施するものである。

第2 事業の概要

1 事業の内容

事業敷地内に整備する施設・設備（以下「施設等」という。）は、以下のとおり。施設等の要求水準は、要求水準書に記述する。なお、本要領及び提出書類説明書（以下「様式集」という。）に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答によることとする。

- (1) MRI装置本体（1.5テスラ超伝導磁石式全身用）
- (2) MRI棟（延べ床面積：概ね82㎡を想定。）
- (3) その他、MRI検査に必要な設備、備品

2 事業形態

福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業（以下「本事業」という。）は、事業者が設計・建設・工事監理業務・MRI装置の導入等を行い、その後、当病院が買い取り、MRI棟として使用する。

3 事業の流れ

- (1) 当病院は、施設等の整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者（以下「選定事業者」という。）を選定する。
- (2) 当病院は、選定事業者との間で本事業を実施するための基本的な事項に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結する。
- (3) 選定事業者は、基本協定に基づき施設等の設計を行うこととし、設計が完了した後、建築確認申請前までに、当病院の確認（以下「設計確認」という。）を受ける。
- (4) 当病院は、選定事業者が建築確認済証を取得した後、かつ、建築工事着手前までに、選定事業者と施設等の売買契約を締結し、選定事業者は、当該契約に基づき施設等を整備する。
- (5) 当病院は、施設等の完成後、買取検査を行い合格したものについて引渡しを受ける。

4 事業予定地に関する事項

- (1) 基本事項

施設等を整備する敷地は、当病院の敷地内とする。施設建設期間中、選定事業者が無償で貸し付ける。

(2) 事業場所：福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚地内

(3) 地域地区等

- ① 都市計画区域内非線引区域、区域区分非設定区域
- ② 用途地域等指定なし、防火地域指定なし
- ③ 高度地区指定なし
- ④ 建築基準法第22条区域

5 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は次のとおりとする。

(1) MRI装置本体（一式）の導入

- ・本病院が指定する性能・機能に関する要件をすべて満たすMRI装置の導入（装置の搬入、据付、配線、調整等を含む。）

(2) MRI棟の建設工事に関する調査、設計

- ・本事業に必要な建設工事の基本設計及び実施設計
- ・建築確認申請等の各種申請手続き
- ・エネルギーの仕様の合理化に関する法律の規定による届出等の手続き
- ・関係法令等の規定による各種届出に係る書類作成及び手続き又は届出業務
- ・その他事業の実施に必要な業務

(3) MRI棟の建設工事及び工事監理

- ・近隣調査及び対策
- ・本事業に必要な建設工事及び工事監理（空調設備工事、配管工事、電気工事、周辺機器への接続等を含む。）
- ・化学物質の室内濃度測定
- ・各種申請手続きに関する変更及び完了手続き
- ・その他整備に必要な業務

(4) MRI装置周辺機器（付属品）の導入

- ・MRI検査に必要な周辺機器（付属品）の導入

(5) 完成建物の譲渡

(6) その他これらを実施する上で必要な関連業務

6 費用の負担

本事業における当病院及び選定事業者の費用負担は次のとおりとする。

(1) 当病院の負担

選定事業者が行った各種調査や手続き、設計・工事監理・工事費等、施設等の整備及び引き渡しに関するもので、買い取るうえで必要な費用を負担する。

(2) 選定事業者の負担

当病院が施設を買い取るまでの事業実施に要する全ての費用を負担する。

7 募集等のスケジュール

本事業の実施期間は、基本協定締結日から選定事業者が当病院に施設等を引き渡

すまでの期間とし、予定のスケジュールは以下に示すとおりとする。

なお、施設等の引き渡しスケジュールは選定事業者の提案に基づき決定するが、本事業における当病院への最終的な引き渡し期限は、令和5年2月28日までとする。

(1) 募集要領等の公表	令和4年2月25日
(2) 質問書の受付	令和4年2月28日～令和4年3月11日
(3) 質問への回答・公表	令和4年3月16日～
(4) 参加表明書の提出	令和4年3月22日～令和4年3月28日
(5) 提案書の提出	令和4年4月11日～令和4年4月15日
(6) 応募者によるプレゼンテーション	令和4年4月下旬
(7) 選定事業者の決定	令和4年4月下旬
(8) 基本協定締結	令和4年4月下旬
(9) 設計確認	令和4年5月中旬
(10) 売買契約の締結	令和4年6月上旬
(11) 建設工事の着工	令和4年6月中旬
(12) 施設等の引渡し	令和5年2月28日
(13) 施設等整備費支払い	令和5年4月下旬

第3 応募者の要件

1 共通事項

(1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）または複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される連合体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(2) グループの役割分担

グループを構成する場合は、参加資格要件を満たす設計者、工事監理者、施工者、MRI装置導入事業者、宅地建物取引事業者（委託する場合は不要。詳しくは2(5)による。）を配置し、各役割を適切に分担するものとする。

(3) グループの構成員

① 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、当病院がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

② 構成員は、他の提案を行うグループの構成員になることはできないものとする。

(4) その他

① 関係法令に基づく業務及び営業停止等の処分を受けている者は、応募者にはなれないものとする。

② 応募者が、応募書類等の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。ただし、当病院がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

2 参加資格要件

(1) 建物等の設計に関する要件

- ① 応募者（グループの場合は設計を行う構成員の1者）が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 応募者（グループの場合は構成員の1者）がMRI室の新設若しくは改修工事に係る設計の実績又はMRI室の新設若しくは改修工事に係る設計のコンサルティングに係る実績を複数有し、かつそれらは平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に完了又は竣工していること。

(2) 建物等の工事監理に関する要件

応募者（グループの場合は構成員の1者）がMRI室の新設又は改修工事に係る工事監理の実績を複数有し、かつそれらは平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に完了又は竣工していること。

(3) 建物等の建設工事に関する要件

- ① 応募者（グループの場合は建設工事を行う構成員の1者）が当該工事に必要な、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める監理技術者の資格を有する者を専任で配置できること。
- ② 応募者（グループの場合は建設工事を行う構成員の1者）がMRI室の新設又は改修工事に係る建設の実績を複数有し、かつそれらは平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に完了又は竣工していること。
- ③ 緊急時（自然災害や事故等）には迅速な連絡・対応ができる体制を有していること。

(4) MRI装置導入に関する要件

応募者（グループの場合はMRI装置導入を行う構成員の1者）が、本要領に示した要求水準と同等以上のMRI装置を導入（装置の搬入、据付、配線、調整まで含む）した実績を有し、かつそれらは平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に完了又は稼動していること。

(5) 宅地建物取引に関する要件

応募者（グループの場合は代表者）が宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有すること又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有している者に、建物売買にかかる業務を委託すること。

3 応募者の制限

応募者（グループの場合はすべての構成員）は、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖処分を受けている者。

- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けている者。
- (4) 国税、地方税その他公租公課について滞納をしている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当する者のほか、次に掲げる者。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

第4 応募の手続き

1 公募の方法

(1) 募集要領等の公表

① 公表日

令和4年2月25日（金）

② 公表方法

当病院のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表する。

(2) 募集要領等への質問

本要領等の記載内容への質問の受付及び回答は以下のとおり行うこととする。

① 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める様式1に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。（電話等での受付は不可。）

なお、メールの件名は、「MRI装置新設事業質問書（法人名）」とし、電話にて受信確認をすること。

② 提出期間

令和4年2月28日（月）から令和4年3月11日（金）（午後5時必着）

③ 提出先

本要領第9の1に記載する担当窓口とする。

④ 回答

質問への回答は、令和4年3月16日（水）以降ホームページで随時公表する。

2 応募の方法

(1) 参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うこととする。

① 提出方法

様式集に定める様式2-1から様式2-9を正本1部用意し、持参又は簡易書留郵便により提出すること。

② 提出期間

令和4年3月22日（火）から令和4年3月28日（月）

（簡易書留郵便による場合は、提出期限の日までに到着したものまでを有効とする。）

（持参の場合は午前9時～午後5時。土日祝日を除く。）

③ 提出先

本要領第9の1に記載する担当窓口とする。

(2) 提案書の提出

応募者は、提案書等を以下により提出することとする。

① 提出方法

様式集に定める様式3-1から様式3-6を正1部、副8部用意し、持参又は簡易書留郵便により提出すること。

なお、様式3-1から様式3-6は、Microsoft Word及びAdobe PDF形式による電子ファイルでも提出すること。（CD・DVD等のディスク媒体により提出。）

② 提出期間

令和4年4月11日（月）から令和4年4月15日（金）

（簡易書留郵便による場合は、提出期限の日までに到着したものまでを有効とする。）

（持参の場合は午前9時～午後5時。土日祝日を除く。）

③ 提出先

本要領第9の1に記載する担当窓口とする。

(3) 提出書類

応募者が作成・提出する応募書類は「別表1-応募書類リスト」のとおりとする。

3 応募にあたっての留意事項

(1) 募集要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾したうえで応募すること。

(2) 費用負担等

応募書類の作成及び提出など応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 事業費

事業費は、以下の金額を上限に、選定事業者の提案価格による。

なお、実施設計図書及び内訳明細書の内容について、当病院は選定事業者に意見を述べるができるとともに、協議の上、調整することができるものとする。

施設整備費用：150,000千円以下

（上限額、取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む）

(4) 公正な執行

応募者は、公正に手続きを執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合またはその恐れがある場合は、当該応募者を参加させないことがある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

(5) 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、または災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ① 応募資格がない者による応募
- ② 代表事業者以外の者による応募
- ③ 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- ④ 記名のない提案書による応募
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ⑥ 応募者及びその代理人が行った2以上の応募
- ⑦ その他募集に関する条件に違反した応募

(7) 提案書の取扱い

① 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他当病院が必要と認める時には、当病院は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、施工・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

③ 当病院の提示資料の取扱い

当病院が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

④ 応募書類等の変更禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字等の修正についてはこの限りではない。

⑤ 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

第5 提案の審査及び選定に関する事項

1 審査体制

当病院は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、学識経験者等で構成する「福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業者選定委員会」（以

下「選定委員会」という。)を設置し、各選定委員が事業者評価基準に基づいて審査する。

2 基本的事項の確認

(1) 参加資格の確認

本事業の参加要件（上記第3）を満たしていることを確認する。

(2) 提案内容の確認

求めている資料等が、全て提出されていることを確認する。

(3) 売買提案価格の確認

売買提案価格が、本要領に示す事業費以下であることを確認する。

(4) 施設の引き渡し期日の確認

事業工程表上、令和5年2月28日までに施設の引き渡しが可能であることを確認する。

3 評価方法

以下の二段階審査方式により実施する。なお、上記2の確認において要件を満たさない場合は失格とし、以下の審査は行わない。

(1) 第一次審査

選定委員会は、上記2の確認を通過した応募者の提案内容を審査・評価し、第二次審査対象として5者程度選考する。第一次審査の結果は応募者全員に電子メールで連絡する。応募者数によっては、第一次審査を省略する場合がある。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

提案内容について、プレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含め25分程度とし、既提出の提案書のみを用いる。

プレゼンテーションの日時は第一次審査の通過者に第一次審査の結果とともに電子メールで連絡する。

4 事業者の選定

当病院は、上記3の審査結果を踏まえて、総合評価点の最も高い応募者を選定事業者として1者、2番目に高い応募者を次点選定事業者として1者を決定する。

5 審査結果の公表

選定結果は、令和4年4月下旬に応募者に文書で通知し、併せてホームページ上で公表する。（電話等による問い合わせは不可とする。）

6 その他

当病院は、応募者が故意に選定委員に接触するなど、不正行為を行ったと認められる場合は、選定対象から除外する。また、本事業における事業者の選定過程において、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業の実施が困難と判断した場合は、事業者を選定せず、その旨を速やかに公表する。

第6 提案内容

1 提案の範囲

本事業においては、整備計画への提案や実施体制、売買価格、実績、その他独自提案を求め、総合的に評価するものとする。

2 提案の項目

(1) 技術提案に関すること

- ① 応募者が導入しようとするMRI装置が、救急医療を担う当病院に適し、かつ要求水準書に定めた性能を有しているか。
- ② 教育研修等の実運営に向けたサポート、稼働後のサービス・保守体制等の内容。
- ③ 当病院が提示した資料・参考資料等（配置図・平面図など）を踏まえ、次の視点が提案されているか。
 - ・患者の診療環境や高齢者等に配慮した計画か。
 - ・スムーズな動線の確保、既設建物との連携等、機能的で効率的な設計か。
 - ・施設の性能が確保されているか。
（省エネルギー性、耐久性、維持管理の容易性等）
- ④ 建物の瑕疵担保期間を10年以上とすること及びアフターケアの内容。
- ⑤ その他事業者独自提案。

(2) 実施体制に関すること

- ① 設計から建設、MRI装置導入に至るまでの各段階において、当病院を始めとする関係者との打合せ等が円滑な業務遂行に適したスケジュール・組織体制で組み立てられているか。
- ② 経験豊富な監理技術者の配置を予定しているか。
- ③ リスク管理など事業の実施に必要な事項について配慮しているか。
- ④ その他事業者独自提案。

(3) 売買価格に関すること

廉価で要求水準を備えた売買価格となっているか。

(4) 実績評価に関すること

同種・同類の業務実績を有しているか。

第7 契約手続きに関する事項

1 契約手順

当病院は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にしたうえで、当該事業者と基本協定及び売買契約を締結するものとする。選定事業者と協議がまとまらない場合は、次点選定事業者と協議を行う。

2 基本協定の締結

基本協定は、選定事業者が決定し、事業内容の事前協議を行った後に締結する。

3 売買契約等の締結

売買契約書の内容は、その締結前であれば、提案内容に応じた文言修正を可能とする。

4 基本協定、契約書の作成費用

契約内容の検討に係る選定事業者側の弁護士費用、印紙代、宅地建物取引業法に規定する免許を有する者に建物売買にかかる業務を委託する場合にかかる費用など、契約書の作成に要する費用は選定事業者の負担とする。

5 瑕疵担保

選定事業者は施設の引き渡しの時から10年間、当病院に対し、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条に定める構造耐久力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分の瑕疵について、民法に定める瑕疵担保責任を負うものとする。

第8 事業上の注意点

1 モニタリング

当病院は、本事業の目的を達成するために、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される当病院の要求サービスを達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行うものとする。

2 関係機関との協議

関係法令、条例等の適用は、事業者自らの責任で確認のうえ関係機関と協議し、遵守すること。

なお、応募時における当病院の審査は、関係法令等に係る適否について具体的に判断する行政機関の担当部署等に確認のうえ審査するものではない。

第9 その他

1 担当窓口

福島県ふたば医療センター附属病院 事務部
〒979-1151 双葉郡富岡町大字本岡字王塚8 1 7 番地の1
電話：0240-23-5090 FAX：0240-23-5091
E-mail：futaba_fuzokubyuin@pref.fukushima.lg.jp

2 留意事項

本事業の実施は、令和4年度当初予算の成立を条件とする。予算が成立しない場合は、事業を見直すことがある。